

第2章 生活排水処理に関する課題の整理

第1節 生活排水処理施設の整備に関する課題

1. 公共下水道の整備

本市域内の公共下水道としては、流域関連公共下水道と特定環境保全公共下水道があり、計画的に整備が進められてきている。久々利地区の特定環境保全公共下水道については、計画区域内の全世帯が接続し水洗化率が100%になっているが、流域関連公共下水道については整備途中であり、平成16年度の水洗化率は79.4%となっている（P.74 参照）。流域関連公共下水道については、今後も計画的に整備を進めるとともに、計画区域内において速やかな接続を促進する必要がある。

2. 農業集落排水施設の整備

農業集落排水施設は市内の3地区で整備され、すでに供用が開始されているが、処理区域内においては農業集落排水施設に接続していない世帯もあり、近年における水洗化率は約76%で推移している（P.76 参照）。今後は、農業集落排水施設における水洗化率の向上を目指し、処理区域内にある接続していない世帯に対して、速やかな接続を促進する必要がある。

3. 合併処理浄化槽への転換

生活排水処理形態別人口の推移をみると、公共下水道人口等の増加により、単独処理浄化槽人口や汲み取り人口は減少傾向にある（P.77 参照）。未処理のまま公共用水域に排出される生活雑排水の量を減らすため、公共下水道及び農業集落排水施設の処理区域以外については、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

第2節 し尿・浄化槽汚泥の排出・処理に関する課題

1．排出量に応じた収集・処理体制の確保

公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及により、し尿の排出量は年々減少している一方で、浄化槽汚泥の排出量は増加し、その割合も年々変化している（P.79 参照）。今後も、公共下水道の整備の推進や合併処理浄化槽への転換を促進していくことにより、こうした傾向が続いていく中で、し尿及び合併処理浄化槽の排出量に応じた適正な収集・処理体制を確保する必要がある。

2．浄化槽の適正な維持管理

浄化槽人口の内訳は、平成16年度末現在で単独処理浄化槽人口が18,899人、合併処理浄化槽人口が21,128人となっている（P.77 参照）。浄化槽法では、「浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。」とされており、専門業者に定期的な点検を依頼するなど、設置者の責任のもとで適正な維持管理を行うよう、啓発に努める必要がある。

3．処理施設の適正な管理・運営

市内から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、可茂衛生施設利用組合が運営する緑ヶ丘クリーンセンターで適正な処理がされている。また、緑ヶ丘クリーンセンターでは、下水道汚泥も受け入れ、し尿汚泥肥料（乾燥汚泥肥料）及び、混合汚泥肥料（炭化汚泥肥料）の製造も行っている。今後も、し尿及び浄化槽汚泥の排出量に変化にも対応し、引き続き適正な処理ができるよう、可茂衛生施設利用組合との連携により施設の管理・運営を行っていく必要がある。